

2024年 9月 中途加入

ライフサポート のご案内

- 9月1日から中途加入が可能になりました!
- 収支計算を行ない、剰余金が生じれば配当金として還付いたしますので、**実質的な負担は軽減されます!** (中途加入の場合は6カ月で収支計算を行ないます)

※制度内容等詳細については、パンフレットをご確認ください。
※中途加入の場合は2024年9月1日から2025年2月末までの6カ月で収支計算を行います。
(ただし、総合医療プラン、先進型医療プラン、重病克服プラン、長期療養プランについては配当金はありません。)
※配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

申込締切日

2024年 5月 2日 (木)

【ご注意!】

新規加入される際は、保障内容や支払保険料を必ずご確認ください、
内容をご理解いただいたうえで申込書をご提出ください。

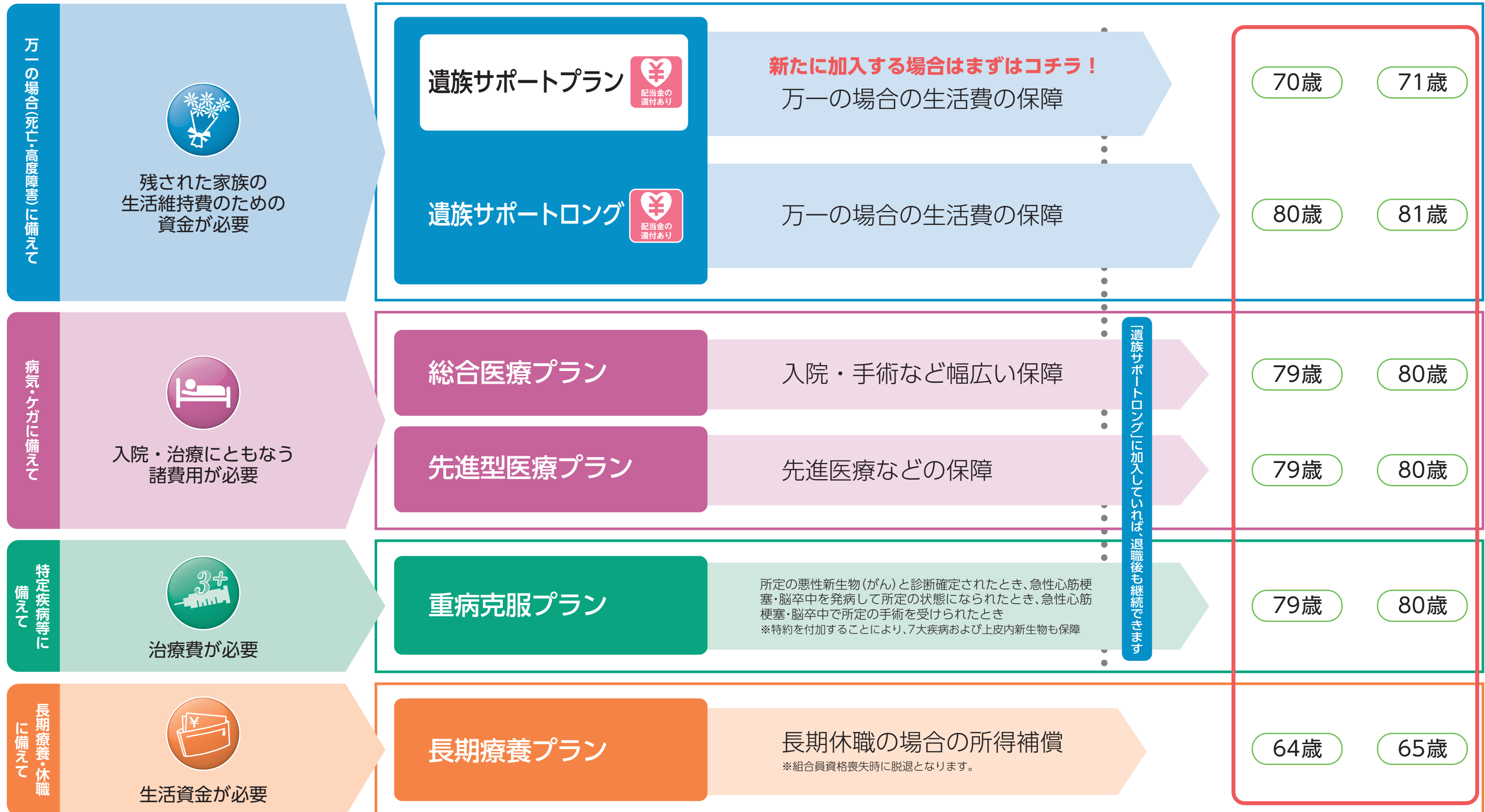
山口県市町村職員共済組合

「ライフサポート」制度体系

退職

継続最高(可能)保険年齢

満了時保険年齢



「遺族サポートロング」に加入していれば、退職後も継続できます

- 「遺族サポートロング」「総合医療プラン」「先進型医療プラン」「重病克服プラン」「長期療養プラン」の加入は「遺族サポートプラン」の加入が必要です。
- 配偶者・子どもの加入はそれぞれの制度の本人加入が必要です。
- 「総合医療プラン」は生命保険部分と損害保険部分をセットしたものです。
- 生命保険部分と損害保険部分ではお支払の対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なる場合があります。

※「遺族サポートプラン」「遺族サポートロング」「総合医療プラン」「先進型医療プラン」「重病克服プラン」の保険期間満了日は、ご加入者(被保険者)が更新日時時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。

加入資格

- 本 人…組合員(短期組合員を除く)で、17歳6カ月を超え、65歳6カ月までの方 ※「総合医療プラン」「重病克服プラン」「長期療養プラン」：組合員(短期組合員を除く)で、17歳6カ月を超え64歳6カ月までの方
 - 配偶者…17歳6カ月を超え、65歳6カ月までの方 ※「総合医療プラン」「重病克服プラン」：17歳6カ月を超え、64歳6カ月までの方 ※「長期療養プラン」にはご加入いただけません。
 - 子ども…「遺族サポートプラン」：2歳6カ月を超え、22歳6カ月までの方(注1)
「先進型医療プラン」：22歳6カ月までの方(注2)
- ※上記年齢は2024年3月1日時点の満年齢です。(総合医療プラン(生保部分)と重病克服プランについては計算基準日が9月1日となります。)
- (注1)本人が扶養する子で、健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します。
- (注2)本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。

退職後の取扱い

- 退職日まで加入されている制度について、継続加入することができます。なお、退職後の新規加入はできません。
- 「総合医療プラン」「先進型医療プラン」および「重病克服プラン」の継続加入にあたっては、組合員の「遺族サポートロング」への継続加入が必要です。
- 配偶者・子どもが継続できる制度は、組合員が加入している制度に限定されます。

遺族サポートプラン

(年金払特約付半年払保険料併用特約付障害特約付子ども特約付新・団体定期保険【生命保険】)



- 死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)の場合: 死亡・高度障害・障害保険金をお支払い
- 障害状態(障害年金1・2級): 障害初期給付金をお支払い

「遺族サポートプラン」の保険金受取方法は一時金、年金形式のいずれか選択が可能です

- ・下表赤枠は「一時金」受取時の金額です
- ・下表オレンジ枠は「年金」受取時の目安です
- ・加入者(本人)は下表いずれかのコースに加入手続きをしてください

保障内容【加入対象区分: 本人・配偶者・子ども】

●本人

コース名	死亡・高度障害・障害状態(障害年金1級)のとき 月額給付				障害年金1級、 2級のとき 障害初期給付金 (万円)
	年金原資 (死亡・高度障害・障害保険金額) (万円)	年金受取期間 (年)	年金月額 (約万円)	年金受取総額 (約万円)	
R	6,000	30	19.0	6,840	600
V	5,000	30	15.8	5,700	500
U	4,000	30	12.6	4,560	400
A	3,000	25	11.1	3,337	300
K	2,000	20	9.0	2,172	200
L	1,000	10	8.6	1,035	100
J	200	—	—	—	20

●配偶者

申込金額 (万円)	年金原資 (死亡・高度障害保険金額) (万円)	年金受取期間 (年)	年金月額 (約万円)	年金受取総額 (約万円)
2,500	2,500	20	9.2	2,781
2,000	2,000	20	9.0	2,172
1,500	1,500	15	8.8	1,590
1,000	1,000	10	8.6	1,035
200	200	—	—	—

●子ども

申込口数 (口)	死亡・高度障害保険金額 (万円)
1	400

- ・障害保険金、障害初期給付金は本人のみ保障の対象となります。
- ・障害保険金、障害初期給付金は64歳までが保障の対象となります。
- ・障害保険金、障害初期給付金は保険期間中に公的障害年金の受給権を取得した場合に保障の対象となります。(脱退後に受給権を取得してもお支払いできません。)
- ・死亡保険金、高度障害保険金、障害保険金は重複して支払われません。
- ・障害保険金がお支払された場合はこの保険は脱退となります。
- ・障害初期給付金のお支払いは1回限りです。
- ・高度障害保険金をお支払いし、脱退となった後に公的障害年金の受給権を取得しても障害初期給付金は支払われません。
- ・障害初期給付金がお支払された後に増額されても障害初期給付金は保障の対象となりません。
- ・死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、子どもの場合は保険料負担者(本人)です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- ・配偶者・子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- ・配偶者・子どもの保険金額は本人と同額以下とさせていただきます。
- ・子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員加入となります。
- ・本人について定められた死亡保険金・高度障害保険金・障害保険金のいずれかが支払われた場合、配偶者・子どもは同時に脱退となります。また本人が脱退した場合も配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- ・記載の年金額はバンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。
- ・実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- ・半年払保険部分(ボーナス給付)への中途加入はお取扱いできません。

保険料

●本人

コース名	性別	(単位:円)								
		18~35歳 月払	36~40歳 月払	41~45歳 月払	46~50歳 月払	51~55歳 月払	56~60歳 月払	61~64歳 月払	65歳 月払	66歳~70歳 月払
R	男性	5,220	6,840	9,120	13,140	20,040	30,480	46,440	42,780	63,540
	女性	3,720	6,060	7,080	10,020	14,100	18,780	25,140	22,620	30,600
V	男性	4,350	5,700	7,600	10,950	16,700	25,400	38,700	35,650	52,950
	女性	3,100	5,050	5,900	8,350	11,750	15,650	20,950	18,850	25,500
U	男性	3,480	4,560	6,080	8,760	13,360	20,320	30,960	28,520	42,360
	女性	2,480	4,040	4,720	6,680	9,400	12,520	16,760	15,080	20,400
A	男性	2,610	3,420	4,560	6,570	10,020	15,240	23,220	21,390	31,770
	女性	1,860	3,030	3,540	5,010	7,050	9,390	12,570	11,310	15,300
K	男性	1,740	2,280	3,040	4,380	6,680	10,160	15,480	14,260	21,180
	女性	1,240	2,020	2,360	3,340	4,700	6,260	8,380	7,540	10,200
L	男性	870	1,140	1,520	2,190	3,340	5,080	7,740	7,130	10,590
	女性	620	1,010	1,180	1,670	2,350	3,130	4,190	3,770	5,100
J	男性	174	228	304	438	668	1,016	1,548	1,426	2,118
	女性	124	202	236	334	470	626	838	754	1,020

●配偶者

申込金額 (万円)	性別	(単位:円)							
		18~35歳	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~55歳	56~60歳	61~65歳	66~70歳
2,500	男性	1,900	2,425	3,300	4,850	7,450	11,375	17,825	26,475
	女性	1,225	2,075	2,500	3,675	5,200	6,925	9,425	12,750
2,000	男性	1,520	1,940	2,640	3,880	5,960	9,100	14,260	21,180
	女性	980	1,660	2,000	2,940	4,160	5,540	7,540	10,200
1,500	男性	1,140	1,455	1,980	2,910	4,470	6,825	10,695	15,885
	女性	735	1,245	1,500	2,205	3,120	4,155	5,655	7,650
1,000	男性	760	970	1,320	1,940	2,980	4,550	7,130	10,590
	女性	490	830	1,000	1,470	2,080	2,770	3,770	5,100
200	男性	152	194	264	388	596	910	1,426	2,118
	女性	98	166	200	294	416	554	754	1,020

●子ども

申込口数 (口)	3~22歳 年齢・性別にかかわらず一律
1	280

- ・配偶者および子どもの保険料は月払のみです。
- ・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
- ・(例) 保険年齢40歳=2024年3月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
- ・更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- ・記載の保険料は正規保険料です。



「遺族サポートロング」は「遺族サポートプラン」の上乗せ保障です。
 保険金受取方法は一時金、年金形式のいずれか選択が可能です。

- ・下表赤枠は「一時金」受取時の金額です
- ・下表オレンジ枠は「年金」受取時の目安です
- ・加入者(本人)は下表いずれかのコースに加入手続きをしてください

保障内容【加入対象区分：本人・配偶者】

●本人

コース名	年金原資 (死亡・高度障害保険金額) (万円)	年金受取期間 (年)	年金月額 (約 万円)	年金受取総額 (約 万円)
Z	3,000	30	9.5	3,420
Q	2,000	20	9.0	2,172
X	1,000	10	8.6	1,035
P	500	5	8.4	505
S	100	—	—	—

●配偶者

申込金額 (万円)	年金原資 (死亡・高度障害保険金額) (万円)	年金受取期間 (年)	年金月額 (約 万円)	年金受取総額 (約 万円)
200	200	5	3.3	202
100	100	3	2.7	100

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。
 実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

(ご注意)

- ・配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- ・配偶者の保険金額は本人と同額以下としてください。
- ・本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者は同時に脱退となります。
- ・死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

月払保険料

●本人

(単位:円)

申込コース	性別	18~35歳	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~55歳	56~60歳	61~65歳	66~70歳	71歳
Z	男性	2,370	3,000	4,050	5,910	9,030	13,740	21,480	31,860	41,730
	女性	1,560	2,580	3,090	4,500	6,330	8,400	11,400	15,390	20,400
Q	男性	1,580	2,000	2,700	3,940	6,020	9,160	14,320	21,240	27,820
	女性	1,040	1,720	2,060	3,000	4,220	5,600	7,600	10,260	13,600
X	男性	790	1,000	1,350	1,970	3,010	4,580	7,160	10,620	13,910
	女性	520	860	1,030	1,500	2,110	2,800	3,800	5,130	6,800
P	男性	395	500	675	985	1,505	2,290	3,580	5,310	6,955
	女性	260	430	515	750	1,055	1,400	1,900	2,565	3,400
S	男性	79	100	135	197	301	458	716	1,062	1,391
	女性	52	86	103	150	211	280	380	513	680

(単位:円)

申込コース	性別	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳	80歳
Z	男性	46,200	51,330	57,300	64,350	72,660	82,500	94,080	107,430	122,550
	女性	22,740	25,500	28,500	31,800	35,520	39,840	45,060	51,360	58,950
Q	男性	30,800	34,220	38,200	42,900	48,440	55,000	62,720	71,620	81,700
	女性	15,160	17,000	19,000	21,200	23,680	26,560	30,040	34,240	39,300
X	男性	15,400	17,110	19,100	21,450	24,220	27,500	31,360	35,810	40,850
	女性	7,580	8,500	9,500	10,600	11,840	13,280	15,020	17,120	19,650
P	男性	7,700	8,555	9,550	10,725	12,110	13,750	15,680	17,905	20,425
	女性	3,790	4,250	4,750	5,300	5,920	6,640	7,510	8,560	9,825
S	男性	1,540	1,711	1,910	2,145	2,422	2,750	3,136	3,581	4,085
	女性	758	850	950	1,060	1,184	1,328	1,502	1,712	1,965

●配偶者

(単位:円)

申込金額 (万円)	性別	18~35歳	36~40歳	41~45歳	46~50歳	51~55歳	56~60歳	61~65歳	66~70歳	71歳
200	男性	158	200	270	394	602	916	1,432	2,124	2,782
	女性	104	172	206	300	422	560	760	1,026	1,360
100	男性	79	100	135	197	301	458	716	1,062	1,391
	女性	52	86	103	150	211	280	380	513	680

(単位:円)

申込金額 (万円)	性別	72歳	73歳	74歳	75歳	76歳	77歳	78歳	79歳	80歳
200	男性	3,080	3,422	3,820	4,290	4,844	5,500	6,272	7,162	8,170
	女性	1,516	1,700	1,900	2,120	2,368	2,656	3,004	3,424	3,930
100	男性	1,540	1,711	1,910	2,145	2,422	2,750	3,136	3,581	4,085
	女性	758	850	950	1,060	1,184	1,328	1,502	1,712	1,965

・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例)保険年齢40歳=2024年3月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
 更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
 ・記載の保険料は正規保険料です。

総合医療プラン(生命保険部分+損害保険部分)

生命保険部分(代理請求特約[Y]付集団扱無配当医療保険【生命保険】) 損害保険部分(医療保険【損害保険】)

加入対象者



保障内容【加入対象区分：本人・配偶者】

生命保険部分：＜保険期間1年、集団扱月払、保険契約の型：A型、入院給付金の型：2-365日型、入院給付金日額5,000円・3,000円＞
 損害保険部分：＜入院保険金日額・手術基準日額：5,000円・3,000円、介護保険金額：全コース一律100万円＞

生：生命保険部分 損：損害保険部分

	事例 (給付金・保険金)	お支払い金額		備考	
		5,000円コース	3,000円コース		
入院	病気や災害で継続して2日以上入院のとき (災害・疾病入院給付金)	入院1日あたり 5,000円	入院1日あたり 3,000円	1入院365日限度、 通算1,095日限度	生
	七大疾病により入院をしたとき (三大疾病、糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病入院保険金)	入院1日あたり +5,000円	入院1日あたり +3,000円	1入院365日限度、通算700日限度 三大疾病による入院は 支払回数無制限	損
ICU治療	病気や災害で所定の集中治療室管理(ICU)を受けられたとき (集中治療給付金)	集中治療室管理1日あたり 5,000円	集中治療室管理1日あたり 3,000円	通算120日限度	生
手術	病気・災害で所定の手術を受けられたとき (手術給付金)	手術の種類により1回あたり 2.5・5・10・20万円	手術の種類により1回あたり 1.5・3・6・12万円	支払回数無制限	生
	七大疾病により所定の手術を受けたとき(注) (三大疾病、糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病手術保険金)	手術の種類により1回あたり +5・+10・+20万円	手術の種類により1回あたり +3・+6・+12万円	支払回数無制限、一部制限あり	損
手術後療養	給付倍率40倍の手術給付金の支払われる手術を受け、手術の日から継続して30日以上入院のとき (手術後療養給付金)	1回の手術につき 5万円	1回の手術につき 3万円	支払回数無制限	生
介護	所定の要介護状態になったとき (介護保険金)	100万円	100万円	1回が限度	損
死亡・高度障害	死亡・高度障害のとき (死亡・高度障害保険金)	50万円	30万円		生

■さらに、女性には以下の保障が追加されます。

入院	女性疾病により入院をしたとき (女性疾病入院保険金)	入院1日あたり +5,000円	入院1日あたり +3,000円	1入院365日限度、通算700日限度	損
手術	女性疾病により所定の手術を受けたとき(注) (女性疾病手術保険金)	手術の種類により +5・+10・+20万円	手術の種類により +3・+6・+12万円	支払回数無制限、一部制限あり	損
	女性が特定障害で所定の形成術等を受けたとき (女性疾病手術保険金)	手術の種類により1回あたり 10・20万円	手術の種類により1回あたり 6・12万円	支払回数無制限、一部制限あり	損

(注)生命保険部分と損害保険部分では、対象となる手術の範囲や給付倍率が異なります。したがって、七大疾病・女性疾病で所定の手術を受けたときでも、いずれか一方からのみの給付となる場合や給付金額が異なる場合があります。

【総合医療プラン<生命保険部分>】

・この制度は、山口県市町村職員共済組合を契約者とし、2024年9月1日を契約応当日とした集団扱の保険契約です。この制度にお申し込んだ方は、2025年3月1日より、同一契約者で、同種類、同額の、別の集団扱の保険契約に、スケールメリットの拡大を目的として移行することとなります。(その際、今回お申し込んだ契約は解約されたものとして取り扱います。ただし、解約返戻金はありません。)

【総合医療プラン<損害保険部分>】

・糖尿病・高血圧入院保険金、腎臓病・肝臓病入院保険金、女性疾病入院保険金のお支払日数は、初年度契約および継続契約を通じてそれぞれ1回の入院につき365日、通算して700日を限度とします。
 ・三大疾病入院保険金のお支払日数の限度はありません。
 ・手術保険金のお支払限度はありません。ただし一部制限を設けている手術の種類があります。
 ・介護保険金のお支払いは、1人につき1回が限度です。
 ・今回のご案内につきまして以下のお取り扱いはできませんのでご注意ください。
 ●既に本制度にご加入している方(配偶者を含みます)の、コース(保険金額)変更
 ●既に本制度にご加入している方の、配偶者の追加加入

◎お支払対象となる疾病は、つぎの通りです。

三大疾病：がん(上皮内がんを含みます)、急性心筋梗塞、脳卒中
 七大疾病：三大疾病+糖尿病、高血圧性疾患、腎臓病、肝臓病
 女性疾病：子宮がん、乳がん、子宮筋腫、分娩の合併症などがあります。ただし、上皮内がんは含みません。

月額保険料

生命保険部分

＜保険期間1年 集団扱月払、入院給付金(保険金)日額5,000円・3,000円＞

(入院保険金日額・手術基準日額：5,000円・3,000円、介護保険金額：全コース一律100万円)

(単位：円)

年齢 【保険年齢】	5,000円コース						3,000円コース					
	本人・配偶者						本人・配偶者					
	男性		女性		男性		女性		男性		女性	
	生命保険部分	損害保険部分(Wコース)	生命保険部分	損害保険部分(Xコース)	生命保険部分	損害保険部分(Yコース)	生命保険部分	損害保険部分(Zコース)	生命保険部分	損害保険部分	損害保険部分	
18～20歳	1,710	1,340	370	1,985	1,325	660	1,044	804	240	1,215	795	420
21～25歳	1,835	1,465	370	2,145	1,445	700	1,119	879	240	1,307	867	440
26～30歳	1,995	1,605	390	2,450	1,590	860	1,213	963	250	1,484	954	530
31～35歳	2,110	1,710	400	2,510	1,700	810	1,286	1,026	260	1,530	1,020	510
36～40歳	2,275	1,845	430	2,705	1,835	870	1,367	1,107	260	1,621	1,101	520
41～45歳	2,520	2,080	440	3,035	2,055	980	1,528	1,248	280	1,833	1,233	600
46～50歳	3,080	2,580	500	3,715	2,545	1,170	1,868	1,548	320	2,247	1,527	720
51～55歳	3,965	3,005	960	4,670	2,940	1,730	2,403	1,803	600	2,824	1,764	1,060
56～60歳	5,180	3,690	1,490	5,920	3,560	2,360	3,154	2,214	940	3,596	2,136	1,460
61～64歳	7,245	4,925	2,320	7,915	4,695	3,220	4,465	2,955	1,510	4,867	2,817	2,050

【総合医療プラン<生命保険部分>】

・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6か月以下は切り捨て、6か月超は切り上げた年齢をいいます。
 (例)保険年齢40歳=2024年9月1日現在満39歳6か月を超え満40歳6か月まで
 ・記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入(増額)および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。

【総合医療プラン<損害保険部分>】

・保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
 ・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6か月以下は切り捨て、6か月超は切り上げた年齢をいいます。
 (例)保険年齢40歳=2024年3月1日現在満39歳6か月を超え満40歳6か月まで
 ・記載の保険料は、確定保険料です。



保障内容【加入対象区分：本人・配偶者・子ども】

【基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約】

・「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

支援給付金

保障内容	本人・配偶者	本人・配偶者・子ども
	5万円	2.5万円
基本保障 病気・ケガで入院したとき (1日以上入院で1回目、31日目まで2回目、以降30日ごとに1回) <治療支援給付特約> [入院支援給付金]	支援給付金額 5万円	支援給付金額 2.5万円
基本保障 【入院を伴わない】手術を受けたとき (診療報酬点数合計2,000点以上) <治療支援給付特約> [外来手術給付金]	手術1回につき 支援給付金額 5万円	手術1回につき 支援給付金額 2.5万円
基本保障 【入院を伴わない】放射線治療を受けたとき <治療支援給付特約> [外来放射線治療給付金]	放射線治療1回につき 支援給付金額 5万円	放射線治療1回につき 支援給付金額 2.5万円
基本保障 先進医療による療養を受けたとき (入院を伴わない場合も対象) <先進医療給付特約> [先進医療給付金]	先進医療の技術にかかわる費用と同額	

【(公務災害認定となる場合の)外来手術給付金について】

(例) 業務上の傷害を被り、地方公務員災害補償制度(公務災害)より保険給付を受ける場合は、「公的医療保険制度における保険給付の対象」とはなりません。よって、当制度からの外来手術給付金はお支払い対象外となります。

※ (組合員ではない)配偶者が労働者災害補償保険(労災保険)より保険給付を受ける場合も、当制度からの外来手術給付金はお支払い対象外となります。

- ・入院支援給付金のお支払は、1入院について5回、通算して36回を限度とします。
- ・外来手術給付金のお支払は、手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術とします。
- ・外来放射線治療給付金のお支払は、放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療とします。
- ・先進医療給付金のお支払は、通算して2,000万円を限度とします。
- ・対象となる先進医療はパンフレットの「給付金に関するご注意」をご確認ください。

月額保険料 <基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約>

<支援給付金額5万円・2.5万円>

(単位：円)

年齢【保険年齢】	本人・配偶者			
	基本保障		女性	
	男性	女性	5万円	2.5万円
	5万円	2.5万円	5万円	2.5万円
18～19歳	568	321	423	248
20～24歳	483	278	583	328
25～29歳	488	281	823	448
30～34歳	513	293	963	518
35～39歳	618	346	958	516
40～44歳	748	411	923	498
45～49歳	963	518	993	533
50～54歳	1,238	656	1,108	591
55～59歳	1,673	873	1,288	681
60～64歳	2,298	1,186	1,593	833
65～69歳	2,708	1,391	1,998	1,036
70歳	2,983	1,528	2,318	1,196
71歳	3,098	1,586	2,433	1,253
72歳	3,228	1,651	2,548	1,311
73歳	3,363	1,718	2,663	1,368
74歳	3,518	1,796	2,788	1,431
75歳	3,673	1,873	2,913	1,493
76歳	3,828	1,951	3,038	1,556
77歳	4,018	2,046	3,183	1,628
78歳	4,188	2,131	3,318	1,696
79歳	4,388	2,231	3,478	1,776

年齢【保険年齢】	子ども
	基本保障
	2.5万円
0～22歳	368

・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6カ月以下は切り捨て、6カ月超は切り上げた年齢をいいます。

(例) 保険年齢40歳=2024年3月1日現在満39歳6カ月を超え満40歳6カ月まで。

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

・記載の保険料は正規保険料です。

重病克服プラン

(7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約[Y]付) 付集団扱無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型) [生命保険]

加入対象者



保障内容【加入対象区分：本人・配偶者】

保障区分	保障内容	保障額		
		本人・配偶者		
		500万円	300万円	200万円
主契約	所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中を発病して所定の状態(※1)になったとき [特定疾病保険金](※2)	500万円	300万円	200万円
	死亡・所定の高度障害状態のとき [死亡・高度障害保険金](※2)			
7大疾病保障特約	所定の悪性新生物(がん)と診断確定されたとき、または急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患*・慢性腎不全・肝硬変を発病して所定の状態(※1)になったとき [7大疾病保険金](※3)	250万円	150万円	100万円
がん・上皮内新生物保障特約	所定の悪性新生物(がん)・上皮内新生物と診断確定されたとき [がん・上皮内新生物保険金](※3)	50万円	30万円	20万円

- (※1) 急性心筋梗塞・脳卒中の場合、「所定の状態」には「所定の手術を受けたとき」を含みます。
- (※2) 特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。
- (※3) 7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。
*高血圧性網膜症を指します。

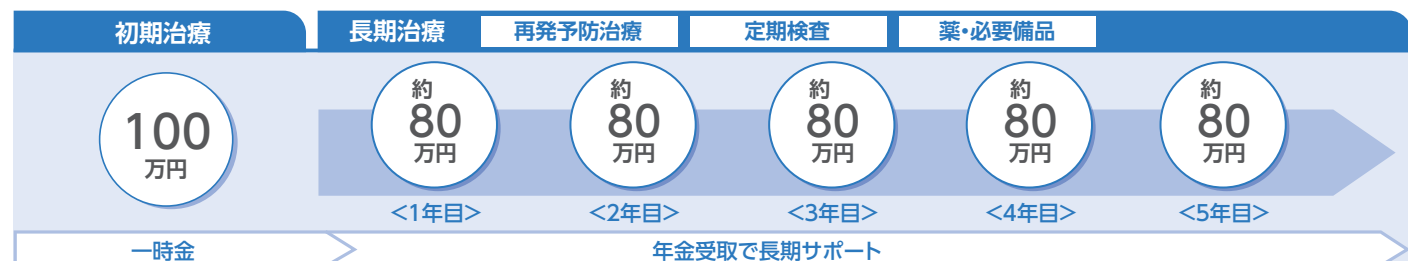
◎保険金ごとの保障イメージ<お申込金額500万円の場合>

保険金種類	お支払事由				
	死亡・高度障害	悪性新生物(がん)(※)	急性心筋梗塞	脳卒中	その他の4疾病 重度の糖尿病 重度の高血圧性疾患 慢性腎不全 肝硬変
主契約 特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金	お支払事由のいずれかに該当で 500万円				
特約 7大疾病保険金	お支払事由のいずれかに該当で 250万円				
特約 がん・上皮内新生物 保険金	お支払事由のいずれかに該当で 50万円				
お支払事由ごとの 保険金額合計	500万円	800万円	750万円	250万円	50万円

(※) 特定疾病保険金、7大疾病保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。
がん・上皮内新生物保険金の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含まれます。

保険金を療養費として年金受取にすることが可能です。受取方法を柔軟に選択できます。

年金5年プラン 500万円コース 例:5年で受取る場合



●従来どおり、各コースとも一時金受取が可能です。 ※全額一時金での受取も可能です。
※年金額は、「年金保険」ご契約時点の保険料率により計算されますので、記載の年金額は現時点で確定された金額ではありません。

1. 年金の種類と型	●年金支払期間は、支払請求時に2～20年の中から選択いただけます。(定額型確定年金です)
2. 配当金	●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。
3. 年金受取人	●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。 ●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。
4. 年金のお支払い	●年金受取人へのお支払いは、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。 ●年金のお支払日は、年金支払月の応当日(15日)です。 ●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払いします。
5. 年金払の対象となる保険金	●無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)の主契約保険金の全部または一部。7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約の特約保険金の全部または一部 ●ただし、年金年額が、年1回払いのとき24万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取扱いできません。

●この制度は、保険金の受取人が主約款の条項(保険金の支払方法の選択)に基づき、保険金の支払事由発生後に保険金の全部または一部について、一時金でのお支払いに代えて年金支払をお選びいただくものです。この場合、保険金の全部または一部が新たに「年金保険」の一時払保険料に充当され、年金として支払われます。なお、7大疾病保障特約およびがん・上皮内新生物保障特約もこの取扱いに準じます。

月額保険料 <保険期間1年・集団扱月払・主契約保険金額500万円・300万円・200万円>

(単位：円)

年齢 【保険年齢】	男性									女性								
	本人・配偶者									本人・配偶者								
	500万円			300万円			200万円			500万円			300万円			200万円		
	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約	主契約	7大疾病保障特約	がん・上皮内新生物保障特約
	500万円	250万円	50万円	300万円	150万円	30万円	200万円	100万円	20万円	500万円	250万円	50万円	300万円	150万円	30万円	200万円	100万円	20万円
18～20歳	890	325	65	534	195	39	356	130	26	765	325	75	459	195	45	306	130	30
21～25歳	1,145	350	65	687	210	39	458	140	26	890	375	125	534	225	75	356	150	50
26～30歳	1,170	400	70	702	240	42	468	160	28	1,095	500	160	657	300	96	438	200	64
31～35歳	1,415	525	80	849	315	48	566	210	32	1,505	725	225	903	435	135	602	290	90
36～40歳	1,870	675	100	1,122	405	60	748	270	40	2,150	1,100	305	1,290	660	183	860	440	122
41～45歳	2,540	975	150	1,524	585	90	1,016	390	60	3,080	1,825	400	1,848	1,095	240	1,232	730	160
46～50歳	4,155	1,700	235	2,493	1,020	141	1,662	680	94	3,850	2,375	500	2,310	1,425	300	1,540	950	200
51～55歳	6,810	2,700	360	4,086	1,620	216	2,724	1,080	144	4,995	3,025	515	2,997	1,815	309	1,998	1,210	206
56～60歳	10,590	4,600	620	6,354	2,760	372	4,236	1,840	248	6,125	4,025	595	3,675	2,415	357	2,450	1,610	238
61～64歳	16,435	7,325	1,135	9,861	4,395	681	6,574	2,930	454	8,640	4,775	805	5,184	2,865	483	3,456	1,910	322

- ・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6か月以下は切り捨て、6か月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳＝2024年9月1日現在満39歳6か月を超え満40歳6か月まで
- ・この制度の保険料は年単位の契約応当日ごとの総保険金額により割引が適用される場合があります。記載の保険料は総保険金額10億円未満の場合の保険料です。したがって、実際の総保険金額が異なれば、保険料も異なる場合があります。その場合は年単位の契約応当日より正規保険料を適用します。
- ・記載の保険料等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の保険料等はご加入(増額)および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により保険料等も改定されることがあります。
- ・この制度は、山口市町村職員共済組合を契約者とし、2024年9月1日を契約応当日とした集団扱の保険契約です。この制度にお申込いただいた方は、2025年3月1日より、同一契約者で、同種類、同額の、別の集団扱の保険契約に、スケールメリットの拡大を目的として移行することとなります。(その際、今回お申込いただいた契約は解約されたものとして取り扱います。ただし、解約返戻金はありません。)
- ・なお、割引率の変更等により、保険料が変動する場合があります。

【7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項】

- ・7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
- ・7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金を支払われた場合に消滅します。
- ・特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険(Ⅱ型)は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。

